

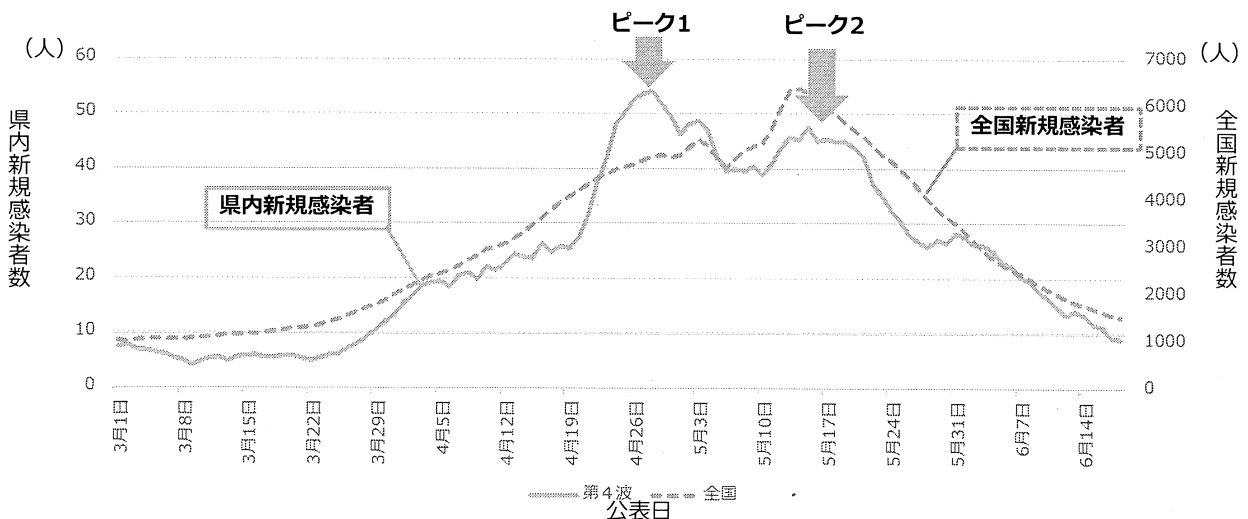
新型コロナウイルス感染症 県内第4波について

～感染者発生傾向と感染防止対策等～

第4波の傾向（発生状況） (R3.6.18時点)

- ◆ 第3波と比べ、累計感染者数は約700人増加
- ◆ 第3波と比べ、1日あたり平均感染者数は、約8人増加
- ◆ ピークは、4月下旬と5月中旬に2回発生

期 間	日数	累計感染者数	1日平均
第3波（11/1～2/28）	119日	1,963人	16.5人
第4波（3/1～6/18※） ※継続中	109日	2,649人	24.3人

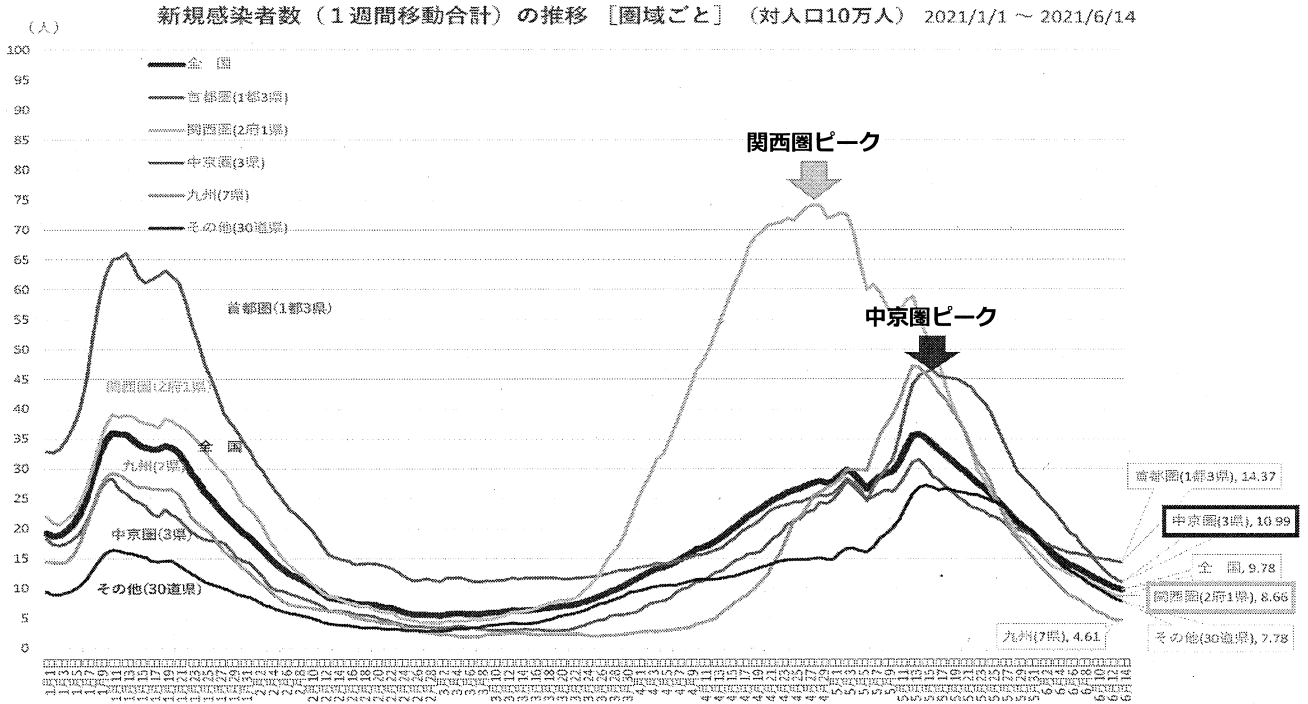


※：第4波の全国の新型コロナウイルス感染者数の推移は厚生労働省HPより引用
 ※：7日間移動平均

第4波の傾向（全国比較）

(R3.6.14時点)

- ◆ 関西圏のピークは、4月下旬で全国のほかの地域よりも早く高い
- ◆ 中京圏のピークは、5月中旬



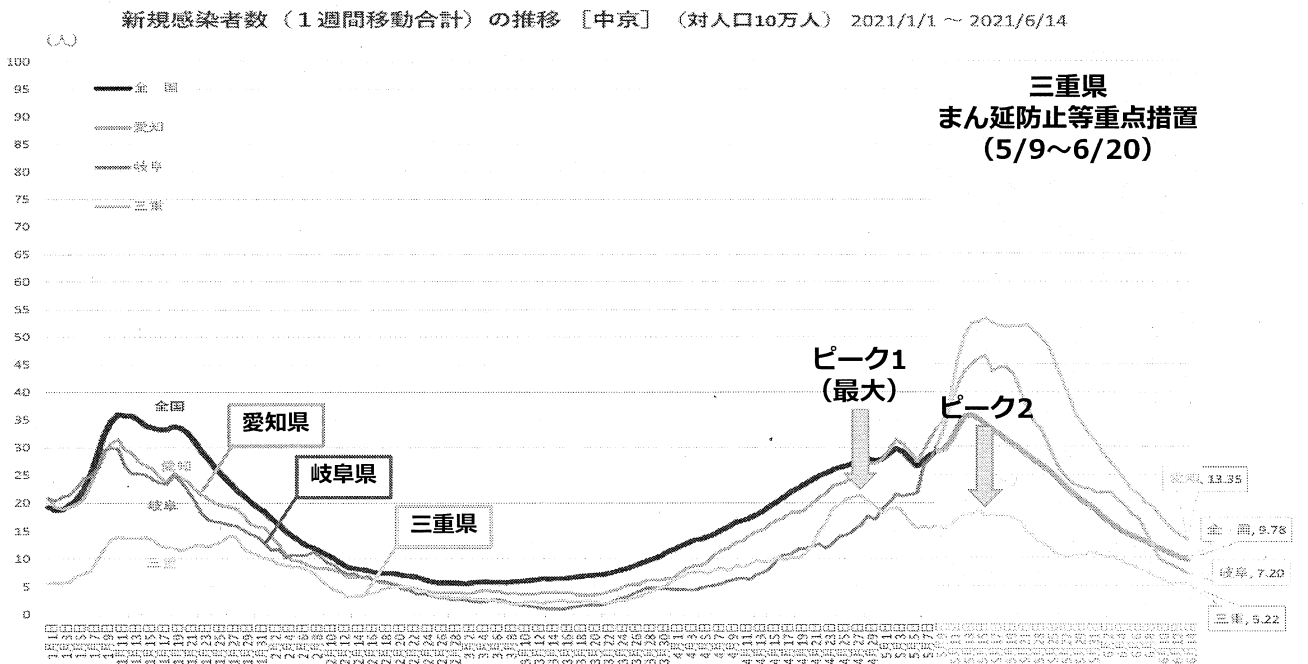
※ 人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口（総務省）により算出している

(出典) 第39回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和3年6月16日）資料2-2
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000793785.pdf>

第4波の傾向（中京圏比較）

(R3.6.14時点)

- ◆ 本県は、愛知県、岐阜県よりも早期に最大ピークが到来し、関西圏の影響を強く受けた可能性がある



※ 人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口（総務省）により算出している

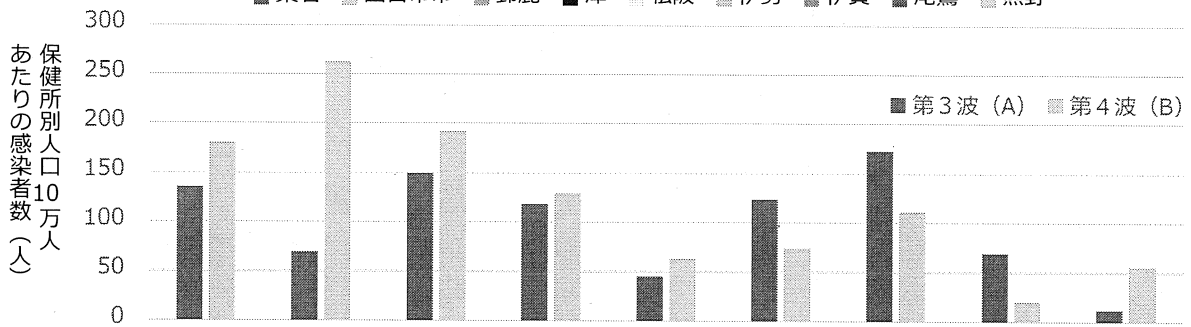
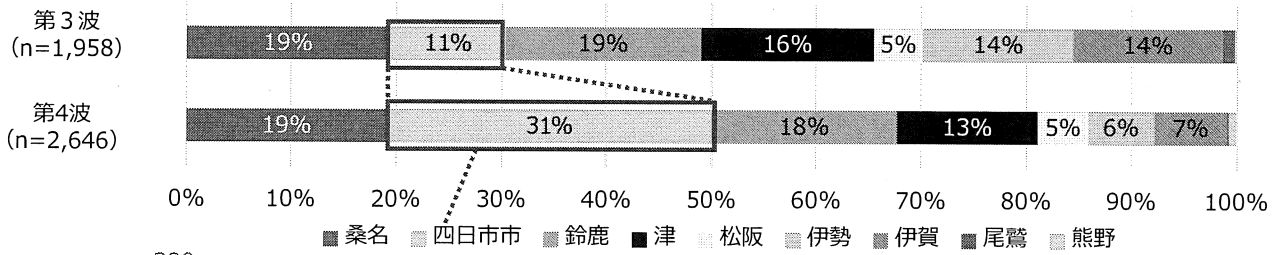
(出典) 第39回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和3年6月16日）資料2-2
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000793785.pdf>

第4波の傾向（保健所別）

(R3.6.18時点)

- ◆第4波の感染者数は、北勢圏域が全体の7割を占める（49%→68%）
- ◆特に、四日市市保健所管内における割合が大幅に増加（11%→31%）

※再陽性事例を除く



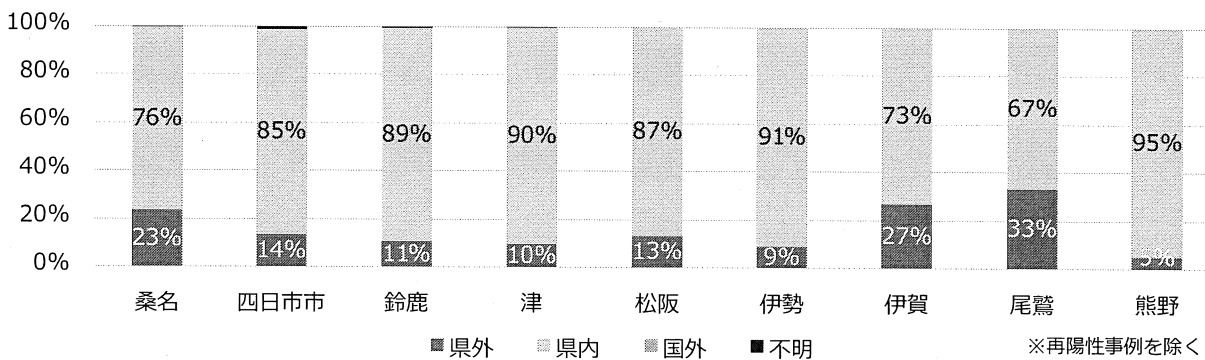
保健所別発生者数 (人口10万人あたり)	桑名	四日市市	鈴鹿	津	松阪	伊勢	伊賀	尾鷲	熊野
第3波 (A)	135	69	149	118	45	123	172	69	12
第4波 (B)	180	262	192	129	63	74	111	20	56
(B)/(A)	1.3	3.8	1.3	1.1	1.4	0.6	0.6	0.3	4.8

4

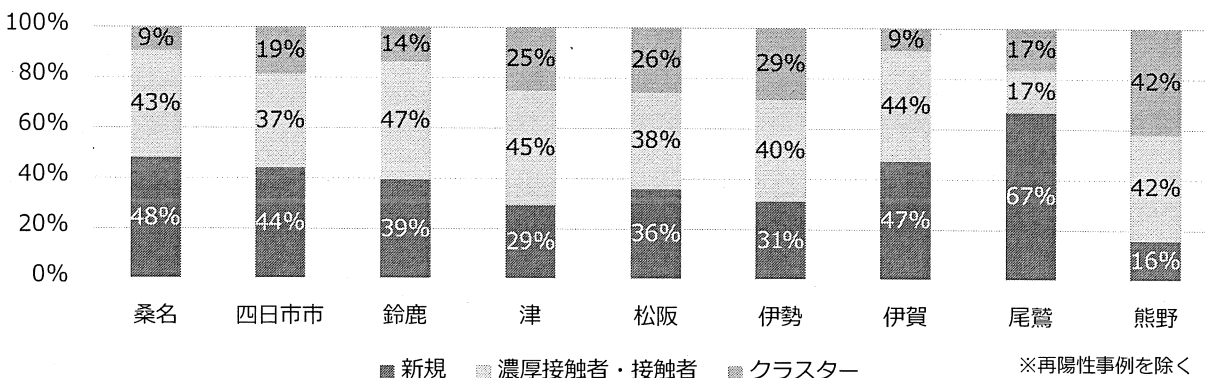
第4波の傾向（保健所別）

(R3.6.18時点)

- ◆県外由来の割合は、桑名、伊賀、尾鷲が高い傾向



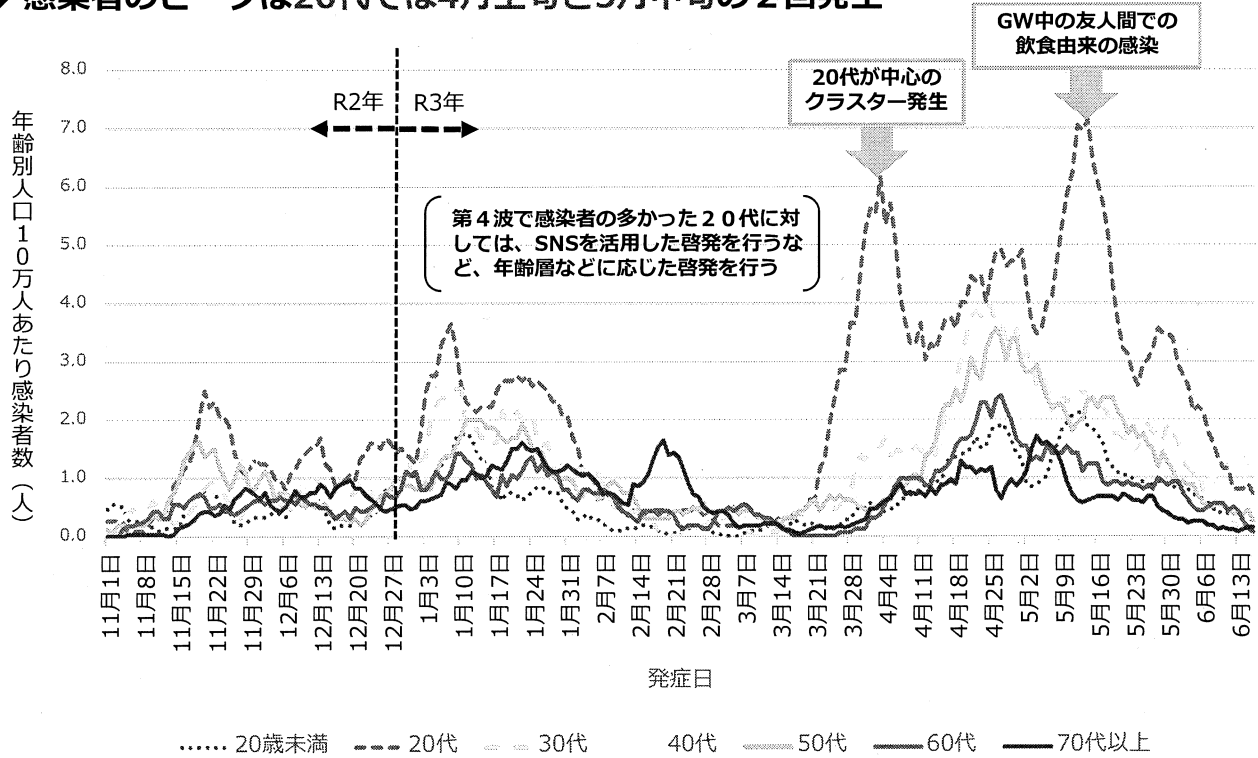
- ◆新規感染者の割合は、桑名・四日市市・鈴鹿・伊賀・尾鷲が高い傾向



5

第4波の傾向（年代別、発症日ベース）（R3.6.18時点）

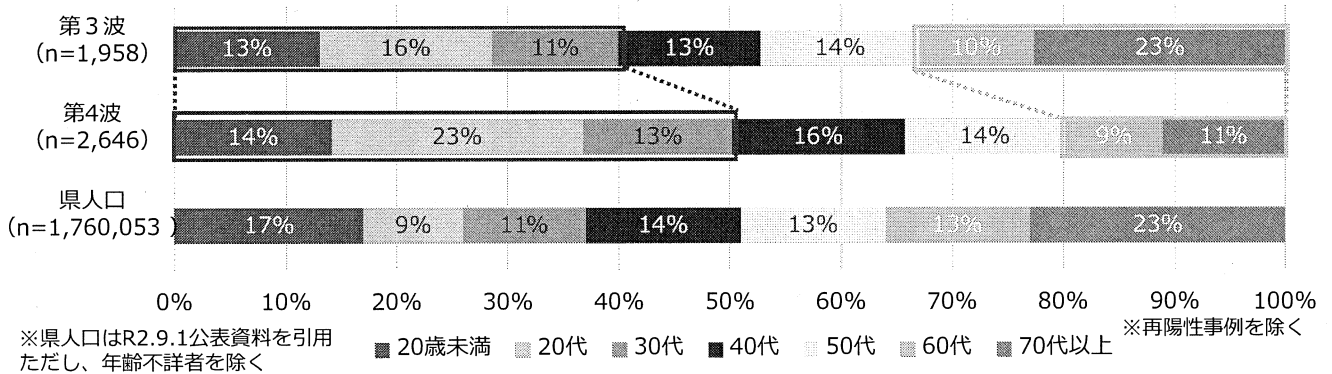
- ◆ 年齢別人口10万人あたりで比較すると、20代の感染者数が最も多い
- ◆ 感染者のピークは20代では4月上旬と5月中旬の2回発生



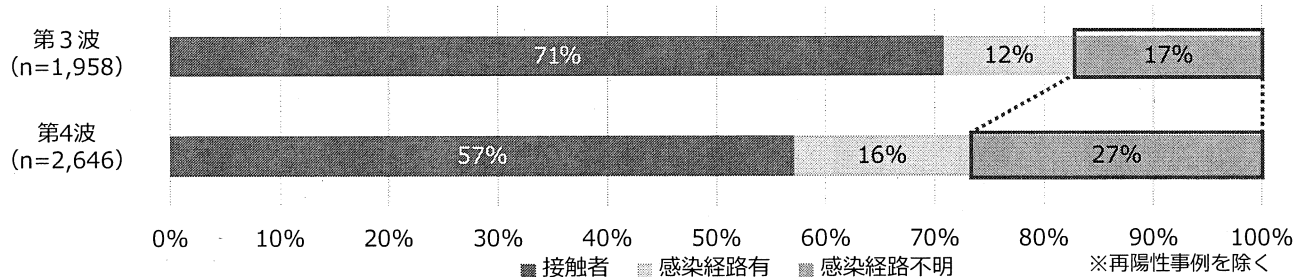
※：各年代の発生件数を年代別県人口（R2.9.1発表分）で除した後10万人あたりに換算し、移動平均を算出

第3波との比較（年代別、リンク別）（R3.6.18時点）

- ◆ 60代以上の割合が減少し、30代以下の割合が増加



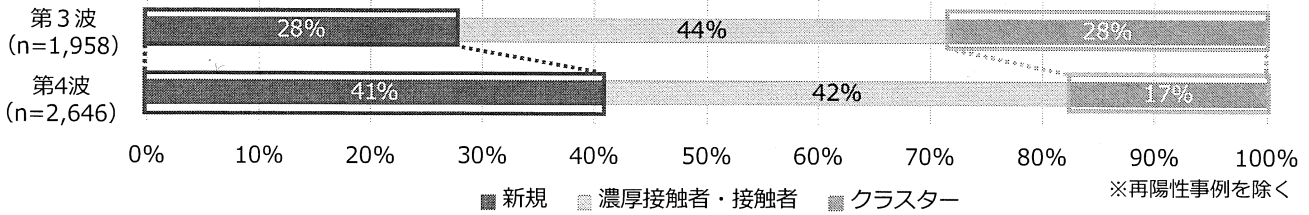
- ◆ 接触者の割合が減少し、感染経路不明の割合が増加（17%→27%）



第3波との比較（クラスター、経路別等）

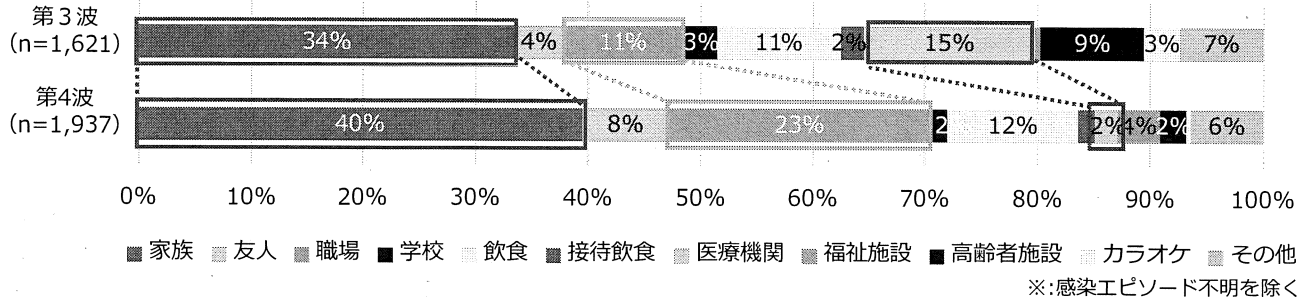
(R3.6.18時点)

◆ クラスターによる感染者の割合は減少、新規感染者の割合は増加

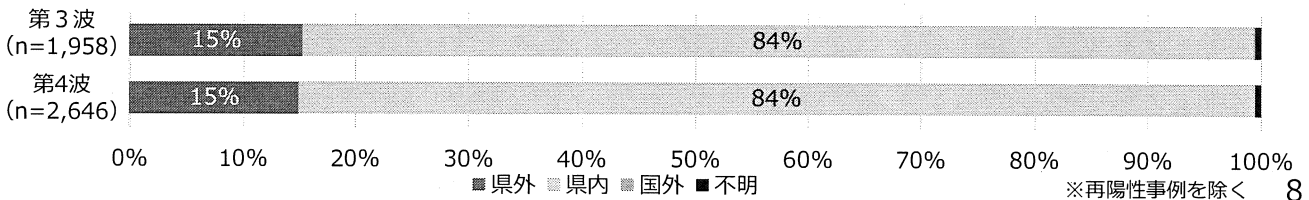


◆ 第3波に比べ家族内や職場内で感染した割合が増加

◆ 医療機関で感染した割合は大幅に減少



◆ 第3波と同様に県内由来の割合が高い

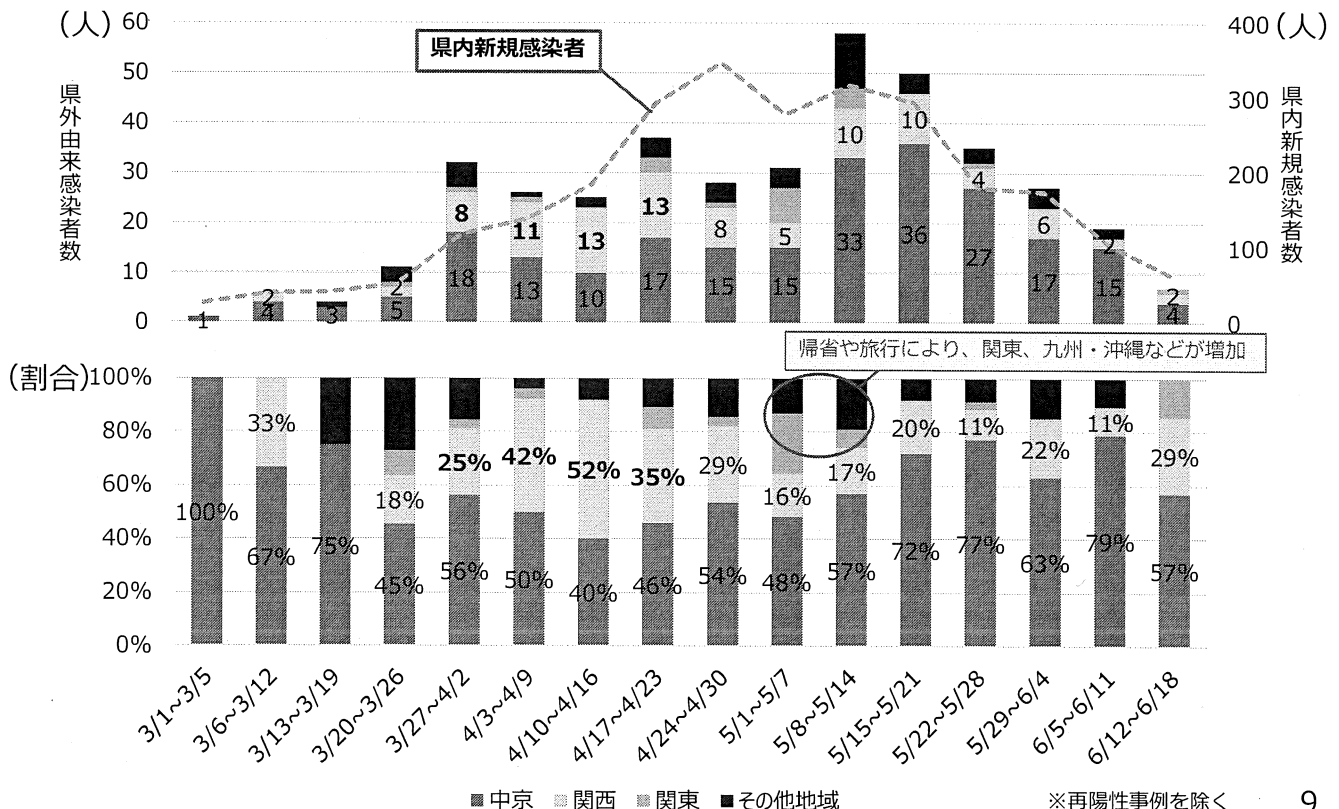


感染経路の検証（県外由来事例）

集計期間：R3.3.1~6.18(n=2,646)

※週別内訳、直近16週、県外由来事例のみ

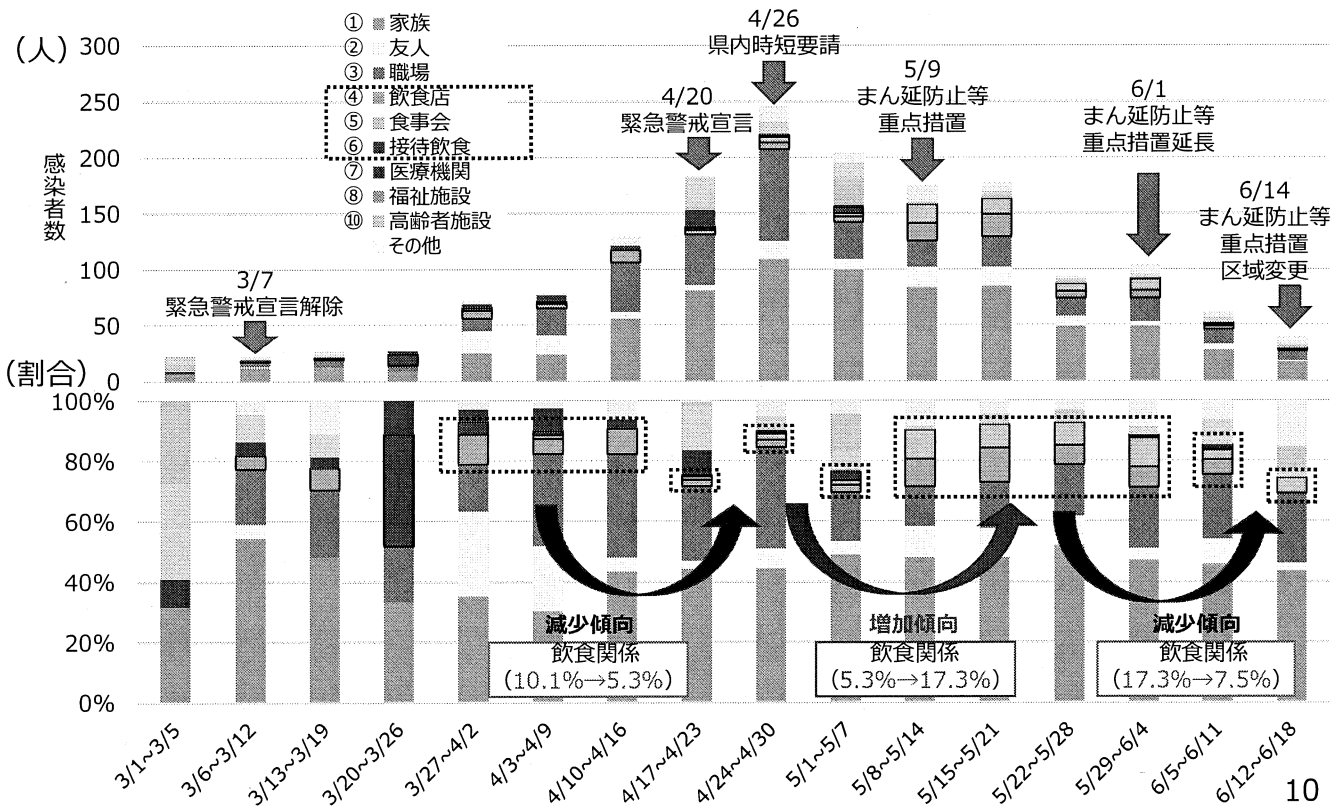
◆ 関西圏及び中京圏からの流入の時期が異なるため、4月下旬のピークは関西圏の影響を受けたものと考えられる



感染防止対策の検証（県内飲食由来対策）

集計期間：R3.3.1~R3.6.18(n=1,659)
※週別内訳、直近16週、県内事例のみ

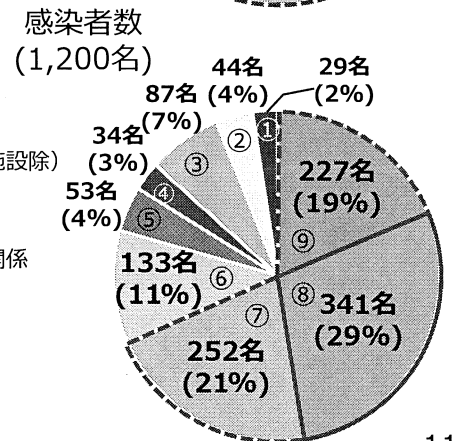
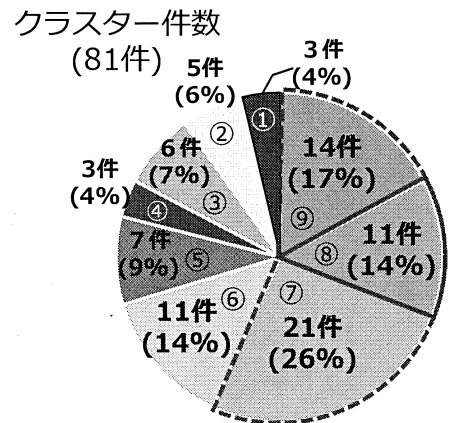
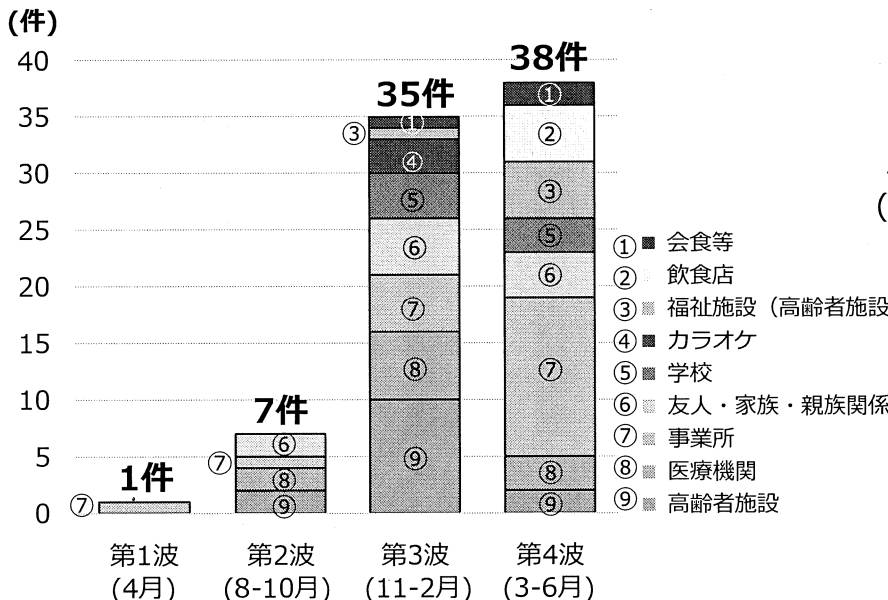
- ◆ 4月上旬は飲食店由来の感染の割合が多いが、4月下旬に減少
- ◆ ゴールデンウィーク後、食事会・飲食店由来の感染が継続して発生



県内におけるクラスター発生状況

集計期間：R2.4.1~R3.6.18

- ◆ これまでに81件のクラスターが発生し、クラスターによる感染者数は1,200名
- ◆ 高齢者施設や医療機関、事業所でのクラスター発生が多く全体件数の57%を占める
- ◆ 医療機関で発生したクラスター件数は11件(14%)、感染者数は341名(29%)であり、クラスター1件当たりの感染者数が多い傾向



クラスター分析（第3波との比較）

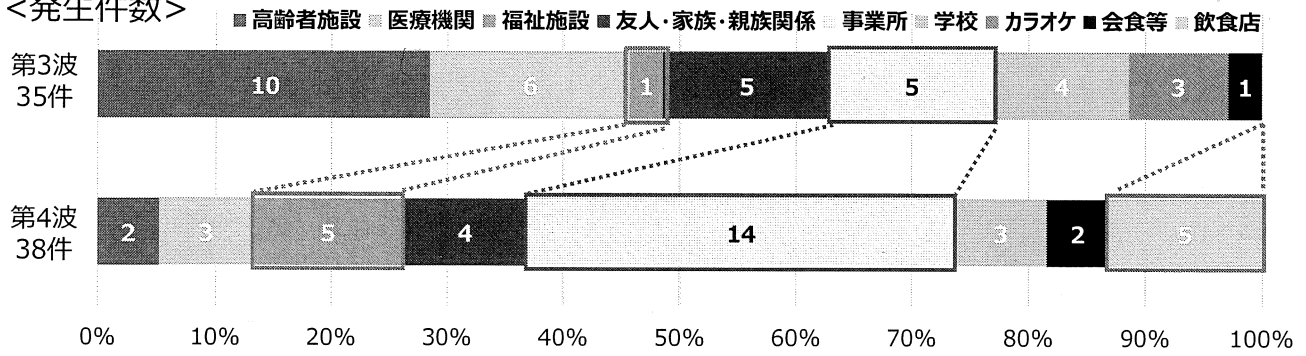
集計期間

第3波：R2.11.1～R3.2.28

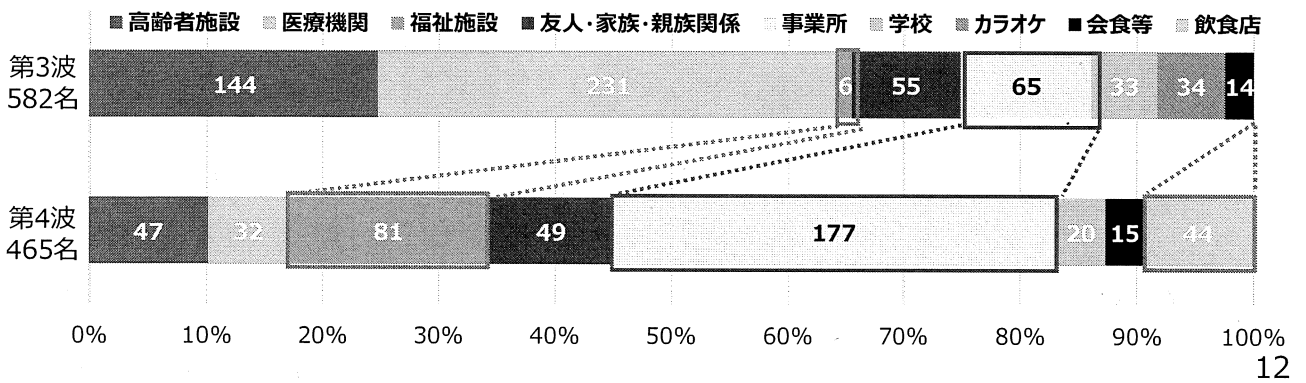
第4波：R3.3.1～R3.6.18

◆ 第3波に比べ、福祉施設や事業所、飲食店におけるクラスター発生件数、感染者数が増加

<発生件数>



<感染者数>

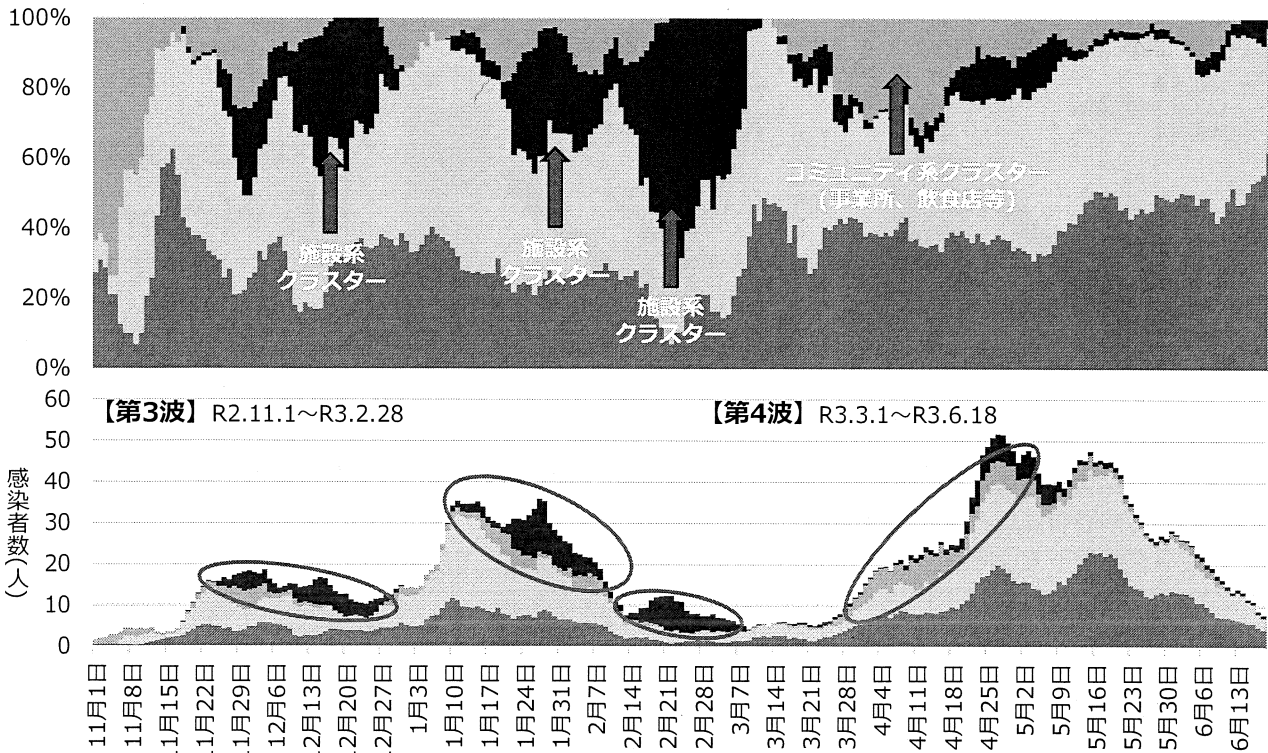


クラスター発生動向（移動平均※）

集計期間：R2.11.1～R3.6.18

※直近1週間当たりの平均陽性者数

◆ 第3波では感染者の増加後（波の後半）にクラスターが発生していたが、第4波では感染者の増加と共にクラスターが発生し事業所や飲食店等のクラスターの割合が高い



■ 新規：接触歴不明の感染者

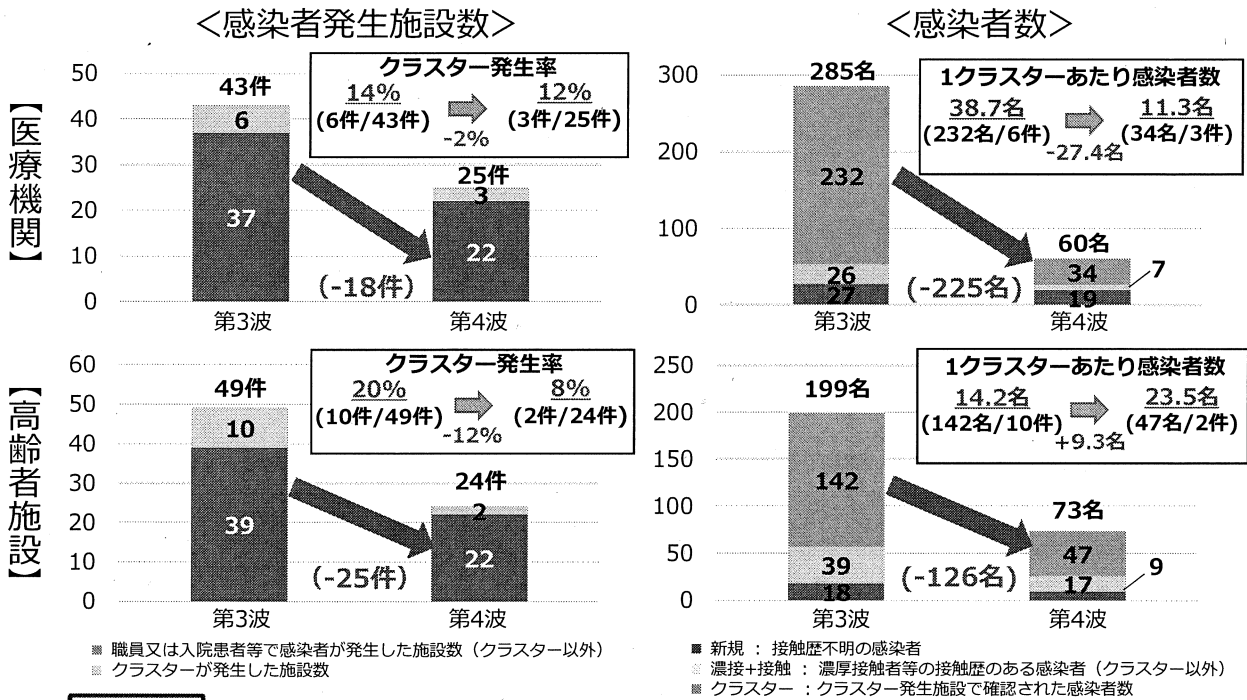
■ 濃厚+接触：濃厚接触者等の接触歴のある感染者（クラスター以外）

■ 施設系：高齢者施設、医療機関、福祉施設で発生したクラスター

■ コミュニティ系：施設系以外のクラスター（事業所、飲食店、友人・家族・親族関係等）

クラスター分析（医療機関・高齢者施設）

- ◆ 医療機関、高齢者施設ともに、第3波に比べ、感染者発生施設数、感染者数は減少
- ◆ 特に、医療機関における1クラスターあたりの感染者数は大きく減少



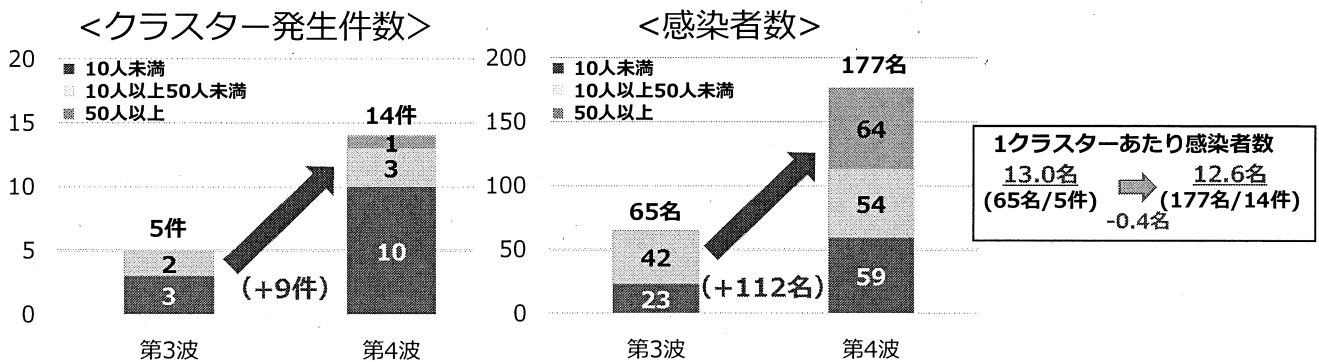
対 策

- ・ 医療従事者等へのワクチン接種、検査体制の充実
- ・ 医療機関及び高齢者施設を対象としたWEB研修会の開催（R2年度：2回、R3年度：2回）

14

クラスター分析（事業所①）

- ◆ 第3波に比べ、クラスター発生件数は増加（5件 → 14件）
- ◆ 大規模クラスター(50人以上)は1件発生し、小規模クラスター(10人未満)は多数発生



感染拡大の主な要因

- ・ 食堂や休憩室、送迎バスにおいて間隔が狭く密な環境が発生
- ・ 会社の寮や研修など、長時間接触する機会が発生
- ・ マスク着用下ではあるものの、近距離で長時間会話をすることで感染したと考える事例も発生

対 策

- ・ 知事メッセージ発信（企業内の共有スペースでの感染防止対策について）
- ・ 厚生労働省クラスター対策班、四日市市保健所と連携したクラスター対応

15

クラスター分析（事業所②）

- ◆ 第4波で発生した事業所のクラスターの内半数(7件)は外国人住民が含まれており、感染者に占める外国人住民の割合は高い

外国人住民を含む事業所クラスター	A企業	B企業	C企業	D企業	E企業	F企業	G企業
感染者に占める外国人住民の割合	100%	39%	50%	88%	100%	50%	60%

- ◆ 全感染者数に占める外国人住民の割合は、県内人口に占める割合に比べ、約5倍

三重県内の外国人の陽性者の割合	全体 R2.1.30～R3.6.18	第3波 R2.11.8～R3.2.28	第4波 R3.3.1～R3.6.18
A：全感染者に占める外国人住民の割合	14%	12%	16%
B：県内総人口に占める外国人住民の割合	3%	3%	3%
C：外国人住民の感染者のリスク比（A/B）	<u>4.7</u>	<u>4.0</u>	<u>5.3</u>

対 策

- ・ 通訳体制（通訳派遣、電話通訳等）を整備
- ・ コミュニティキーパーソンを通じ、国籍に応じた注意喚起を実施
- ・ 感染防止に係る啓発用チラシを作成し、外国人労働者を雇用する事業所等に配布
- ・ 多文化共生に関わる市民団体と連携した啓発を実施
- ・ 三重労働局長に対し、外国人労働者を雇用する企業への感染拡大防止の指導強化を依頼
- ・ 外国人労働者を雇用する企業を対象に抗原定性検査キットの活用を促進

16

新型コロナウイルス感染症（変異株）のまとめ

一般的にウイルスは増殖や感染を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一箇所程度の速度で変異していると考えられている。

国立感染症研究所は、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を「懸念される変異株（VOC）」と「注目すべき変異株（VOI）」に分類※1している。

1. 懸念される変異株（Variant of Concern : VOC）

主に感染性や重篤度が増す・ワクチン効果を弱めるなど性質が変化した可能性のある株

- ・ B.1.1.7系統の変異株（アルファ株）※2
 - ・ B.1.351系統の変異株（ベータ株）
 - ・ P.1系統の変異株（ガンマ株）
 - ・ B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）
- 主な変異：N501Y
 R3.2.2より変異株PCR検査開始
- 主な変異：L452R
 R3.6.14より変異株PCR検査開始

2. 注目すべき変異株（Variant of Interest : VOI）

主に感染性や重篤度・ワクチン効果などに影響を与える可能性が示唆される株 【主な変異】

- ・ R.1（E484Kがある変異株）※海外から移入したとみられるが起源不明 E484K
- ・ B.1.427/B.1.429系統の変異株（イプシロン株） L452R
- ・ P.3系統の変異株（シータ株） E484K, N501Y
- ・ B.1.617.1系統の変異株（カッパ株） E484Q, L452R

※1 国立感染症研究所では、WHOと同様に、変異株をVOCとVOIに分類している。国内での検出状況等を加味することから、分類は各国によって異なる。※2 PANGO系統(pango lineage)は、新型コロナウイルスに関して用いられる国際的な系統分類命名法であり、変異株の呼称として広く用いられている。括弧内の変異株名は、WHOレベルである。

※第39回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和3年6月16日） 資料4
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000793728.pdf>

17

新型コロナウイルスの懸念される変異株 (VOC)

PANGO系統 (WHOラベル)	最初の検出	主な変異	感染性 (従来株比)	重篤度 (従来株比)	再感染やワクチン効果 (従来株比)
B.1.1.7系統の変異株 (アルファ株)	2020年9月 英国	<u>N501Y</u>	1.32倍と推定※ (5~7割程度高い可能性)	1.4倍 (40-64歳) 1.66倍)と推定※ (入院・死亡リスクが高い可能性)	効果に影響がある 証拠なし
B.1.351系統の変異株 (ベータ株)	2020年5月 南アフリカ	<u>N501Y</u> E484K	5割程度高い可能性	入院時死亡リスクが高い可能性	効果を弱める可能性
P.1系統の変異株 (ガンマ株)	2020年11月 ブラジル	<u>N501Y</u> E484K	1.4-2.2倍高い可能性	入院リスクが高い可能性	効果を弱める可能性 従来株感染者の再感染事例の報告あり
B.1.617.2系統の変異株 (デルタ株)	2020年10月 インド	<u>L452R</u>	高い可能性	入院リスクが高い可能性	ワクチンと抗体医薬の効果を弱める可能性

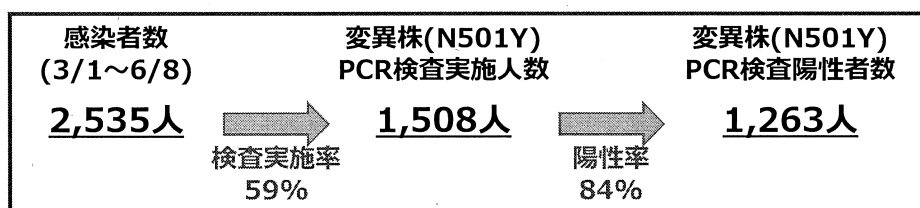
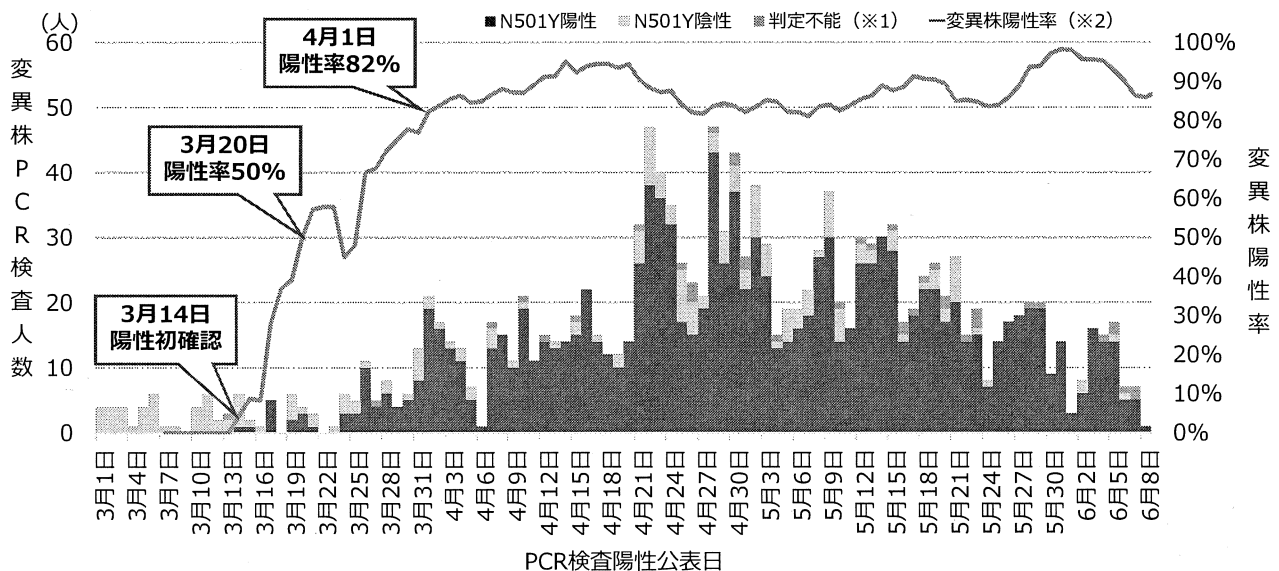
※感染性・重篤度は、国立感染症研究所等による日本国内症例の疫学的分析結果に基づくもの。ただし、重篤度について、本結果のみから変異株の重篤度について結論づけることは困難。
※PANGO系統(PANGO Lineage)は、新型コロナウイルスに関して用いられる国際的な系統分類命名法であり、変異株の呼称として広く用いられている。括弧内の変異株名は、WHOラベルである。

(出典)国立感染症研究所、WHO

※第39回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード (令和3年6月16日) 資料4
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000793728.pdf>

変異株(N501Y)PCR検査実施状況

◆ 4月上旬以降、変異株陽性率は90%程度を継続



※1: 検体中に含まれるウイルス量が少ないため、陽性又は陰性のいずれかの結果が得られなかった事例を判定不能としている。
 ※2: 近1週間あたりの平均陽性率

死亡例の検証 (発症から死亡までの期間が14日間以内の場合) (R3.6.18時点)

◆ 発症から死亡までの期間を14日間以内で比較すると、第4波は第3波に比べ致死率は上昇

年代	死亡者数	感染者数	致死率
50代	0	280	0.0%
60代	0	205	0.0%
70代	2	175	1.1%
80代	8	187	4.3%
90代	4	79	5.1%
合計	14	926	1.5%

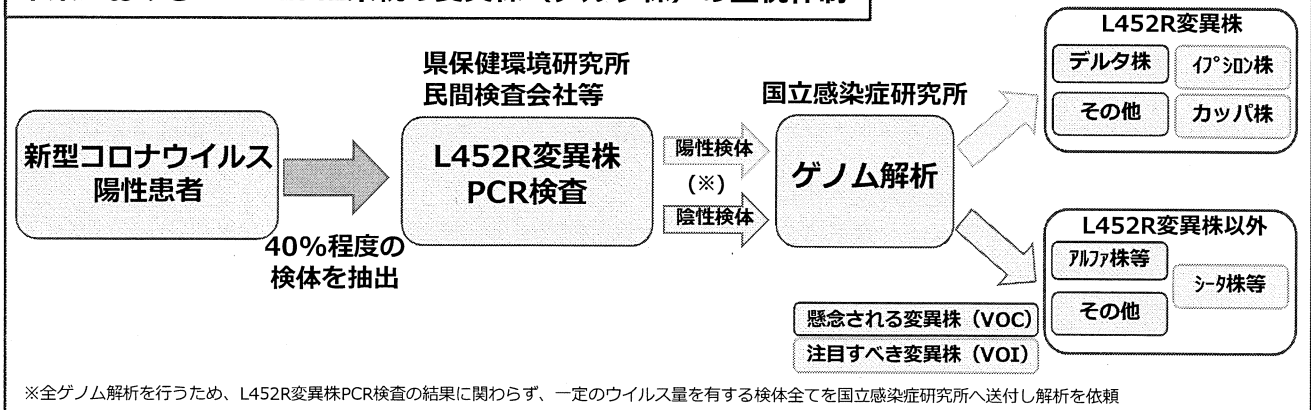
年代	死亡者数	感染者数	致死率
50代	1	370	0.3%
60代	0	221	0.0%
70代	4	147	<u>2.7%</u>
80代	7	113	<u>6.2%</u>
90代	3	20	<u>15.0%</u>
合計	15	871	1.7%

20

変異株(L452R)PCR検査実施体制

- 5/28、国委託の一部民間検査機関で(デルタ株の主要変異である) L452R変異を検出するPCR検査(L452R変異株PCR検査)を用いたスクリーニングの先行的実施
- 6/4、全ての都道府県に対し、L452R変異株スクリーニングを全陽性者の約4割の実施割合を目指して実施するよう要請する旨の国通知発出
- 6/14、県保健環境研究所において、これまで実施してきたN501Y変異株PCR検査に替えて、L452R変異株PCR検査を開始 → 6/23時点：陽性3名
- 6/17、B.1.617.2系統の変異株(デルタ株)等の監視体制強化に関する国通知発出

本県におけるB.1.617.2系統の変異株(デルタ株)の監視体制

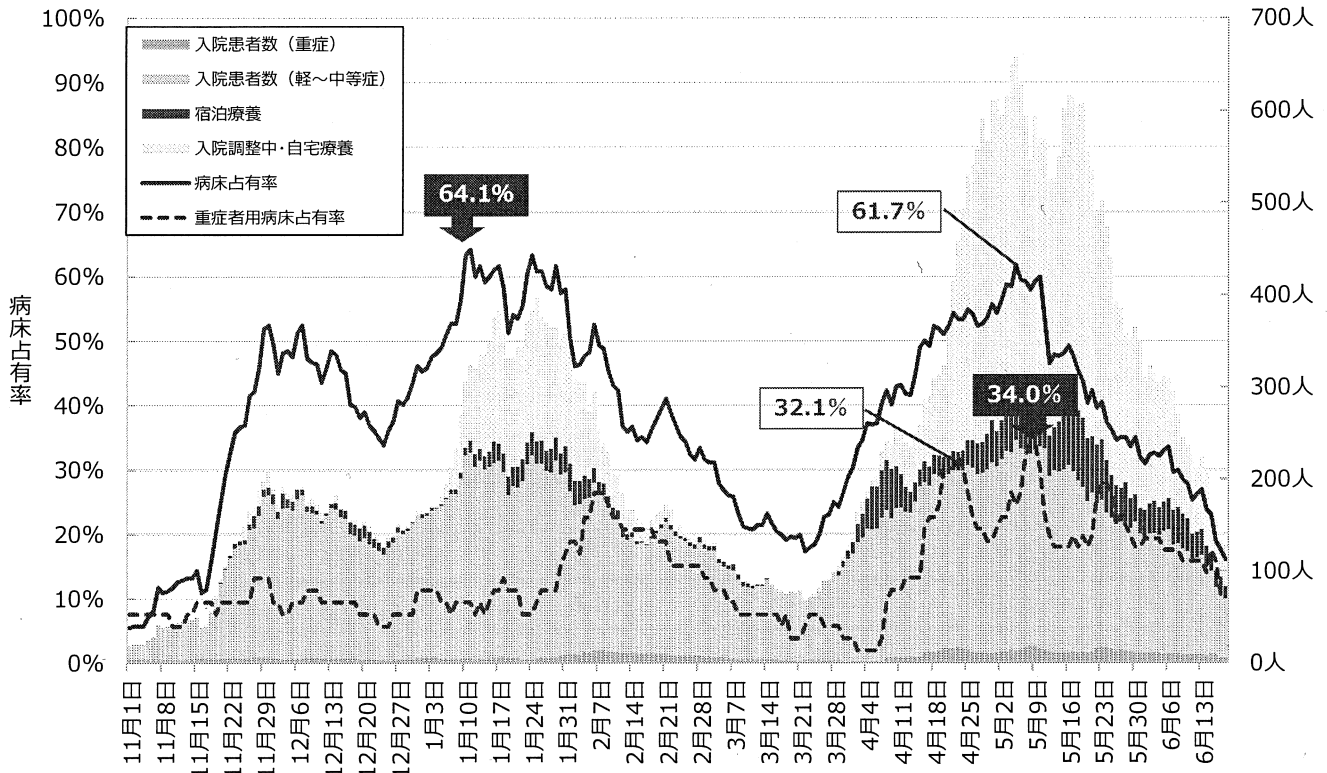


➡ デルタ株をはじめとする変異株の監視体制を強化するため、県保健環境研究所や民間検査会社に加え、大学や医療機関との連携を検討していく

21

入院等の状況（R3.6.18時点）

◆ 4月中旬から療養者数が急増し、病床占有率と重症者用病床占有率が高い水準で推移



患者の急増をふまえた療養体制に係る対応

- 1. 受入病床の確保 ⇒ コロナ患者の医療提供体制を整備**

 - 4月上旬から中旬にかけて各医療機関と個別に協議を行い、新たな即応病床及び緊急時における追加的な病床確保を依頼。
 - (成果)** 7月1日から**436床**を確保。
患者が急増する緊急時には追加的に**56床**を確保し、**492床**の体制とする。
- 2. 宿泊療養体制を強化 ⇒ 軽症者・無症状患者の療養先を整備**

 - 対象年齢を**65歳未満まで引き上げるなど入所基準を見直し**。既存の宿泊療養施設を**145室**まで増強するとともに、6月15日から四日市市で新たに宿泊療養施設**95室**を加え、**最大240室を確保**
 - (成果)** 40歳以上65歳未満の患者も含めて宿泊療養施設を活用いただくことが可能となり、病床の逼迫の防止など**医療提供体制の負荷軽減につながった**
- 3. 入院等調整中患者・自宅療養者のフォローアップの徹底 ⇒ 症状の変化等を早期に発見**

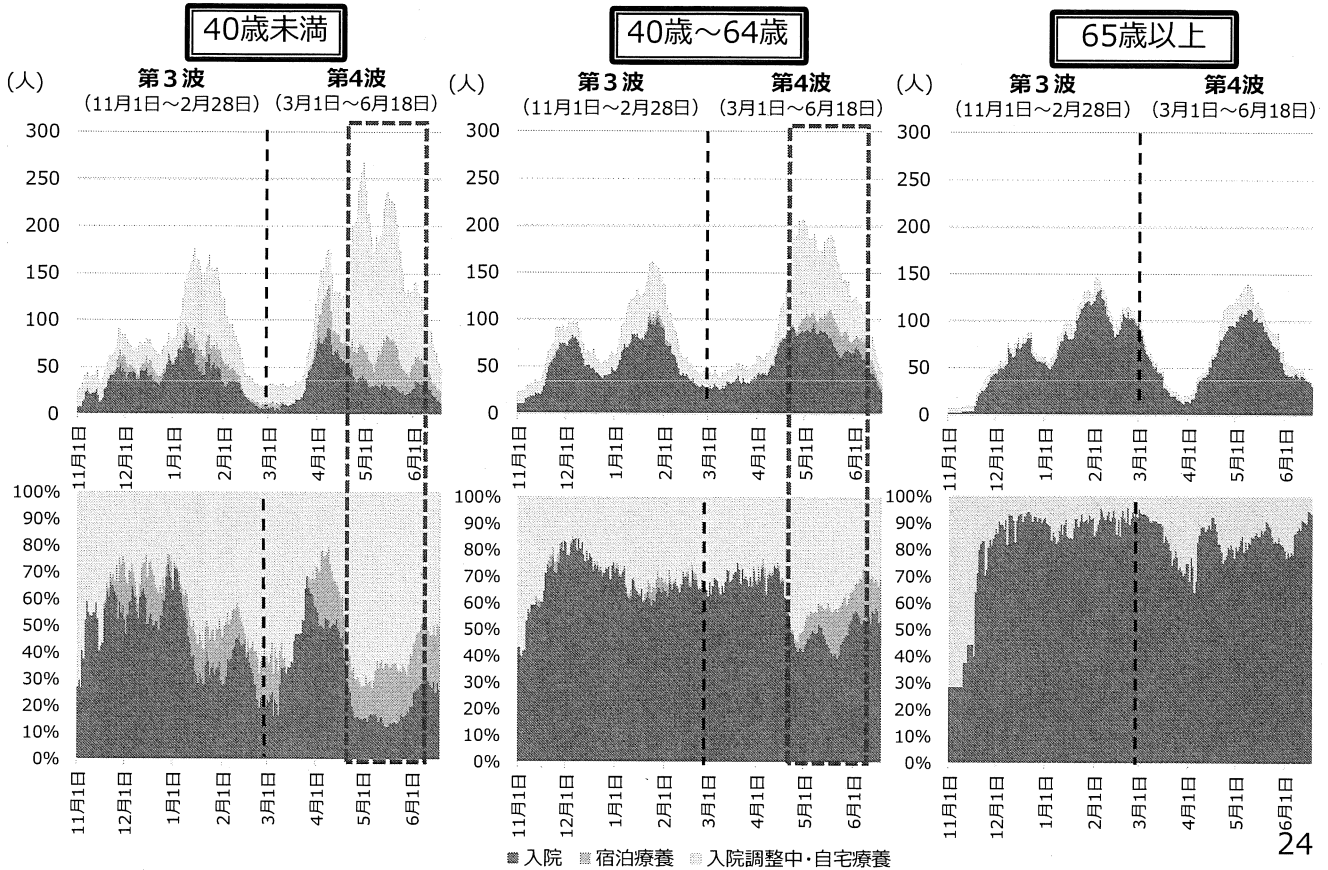
 - パルスオキシメーターの配布（現在**1,000個**以上確保）、必要に応じて食事及び衛生用品の配送とともに、医師・看護師等の専門的な助言を受けることができる相談窓口を設け、自宅待機者の体調やメンタル面を切れ目なくサポートできる体制を整備
 - (成果)** これまでにパルスオキシメーターを延べ**743個**配布（4/1～6/22）し、健康観察を徹底することで、**症状が悪化した際は確実に入院につなげた**
- 4. 入院調整対象者の精査等 ⇒ 変異株の影響を踏まえた医療提供体制の確保**

 - 重症患者の急増による医療提供体制の負荷増大を見据えて、**重症患者、中等症患者、重症化リスクの高い患者を中心に入院調整**
 - (成果)** 入院調整できる病床を一定数保つことで、重症患者、酸素投与が必要となる中等症患者など、**医療提供が必要となる患者の確実な入院につなげた**
- 5. 後方支援体制の確保 ⇒ コロナ患者受入医療機関の負荷軽減と病床の効率的な運用を促進**

 - 関係団体等と連携して後方支援体制を整備
 - (成果)** 後方支援病院は**34病院**、介護老人保健施設は**42施設**において、回復患者の受入れが可能となった

年代別・療養状況（R3.6.18時点）

◆ 宿泊療養施設の入所対象年齢を65歳未満まで引き上げるなど基準を見直し、施設を一層活用

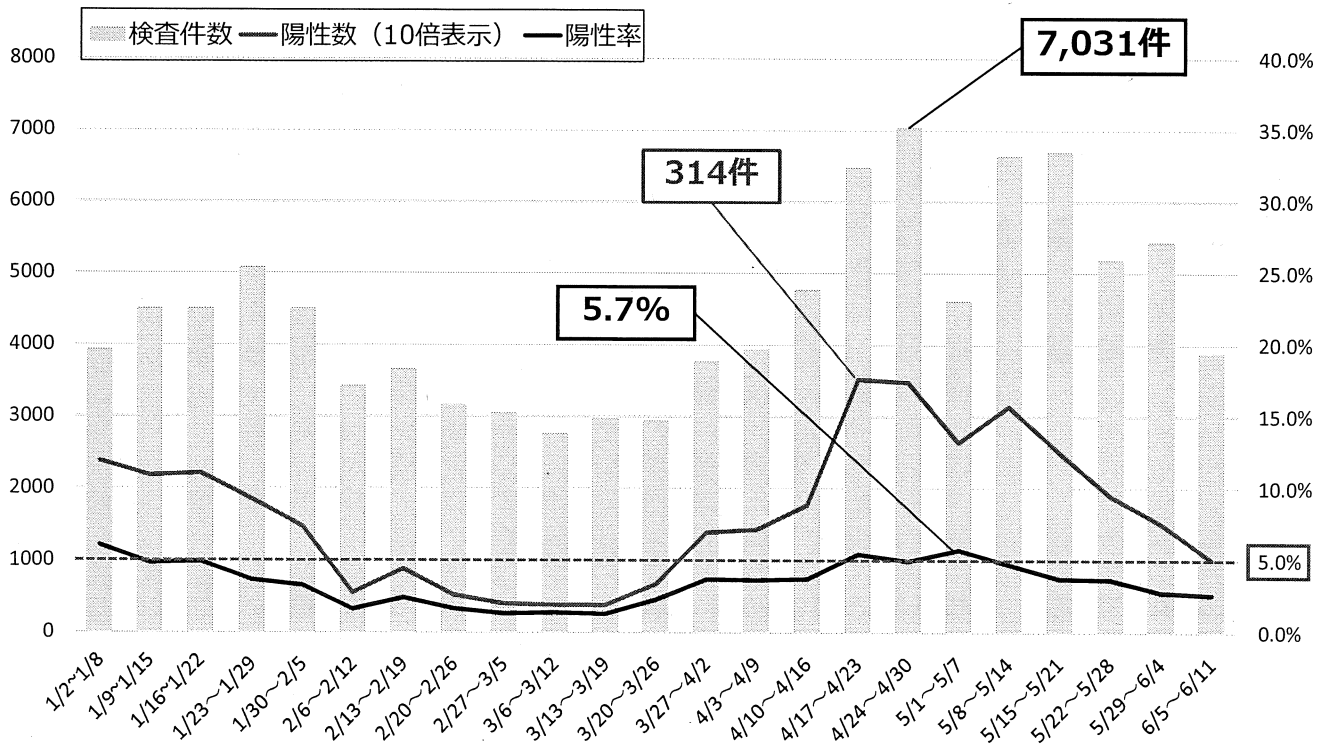


24

PCR等検査件数・陽性率

集計期間
R3.1.2～R3.6.11

- ◆ 感染者が急増した4月中旬以降も積極的に検査を実施（最大：7,031件/週）
- ◆ 陽性率は5%前後を推移し、第4波においても十分な検査体制を保持



※陽性率を算出するための陽性者数及び検査件数は検査日ベースで集計しているため、公表日ベースの陽性者数とは一致しない

社会的検査の実施

◆重症化リスクが高い高齢者施設等における感染者の早期発見、感染拡大の未然防止のため、施設従事者を対象に社会的検査（PCR検査）を実施

対象・期間

- 地域 : 8市5町（桑名・鈴鹿・津・伊賀及び四日市市保健所管内）
- 対象者 : 入所型高齢者施設及び障がい者施設の従事者
- 検査実施期間 : 令和3年5月20日～7月31日

実施状況
6月23日時点

申込状況	検査実施状況	陽性者
528施設 (21,369人) 対象758施設	526施設 (延べ54,418人)	5施設5人 (0.009%)
申込率 約7割 全国平均は約4割	週1回の頻度で実施 (まん延防止措置解除後は 2週に1回の頻度)	早期発見により クラスター発生せず!

26

抗原定性検査キットの活用

県独自事業

- 対象事業所 : 外国人労働者を雇用する県内事業所610カ所
(5月12日付で三重労働局が感染症拡大防止対策の呼びかけとアンケートを実施した事業所)
- 検査手法 : 抗原定性検査（鼻腔ぬぐい液 ※自己採取可能）
- 申込期間 : 令和3年5月28日～6月30日
(申し込みのあった事業所に対して順次送付)
- 検査対象 : 職場における日々の健康管理の中で
体調に変化を感じた従事者、不安がある従事者

〔265社に送付〕
R3.6.23現在

国実施事業

- 対象施設 : 医療機関（病院、有床診療所及び診療・検査医療機関）
高齢者施設等（高齢者施設、障がい者施設）
※医師が常駐している施設（介護老人保健施設、介護医療院）
※配置医師又は連携医療機関と連携する体制があり、
医療従事者が厚生労働省指定の研修を受講した職員がいる施設
- 検査手法 : 抗原定性検査（鼻咽頭または鼻腔ぬぐい液）
- 申込期限 : 令和3年6月17日（木）
※6月25日（金）まで期限延長
- 検査対象 : 症状が現れた場合など、医師が必要と判断した従事者
(医療機関・高齢者施設等の長が施設運営上の見地から必要と認める場合)
※無症状者に対しては、確定診断としての使用は推奨されない
もののスクリーニングに使用可能

〔710機関が申込〕
R3.6.23現在

早期発見により感染拡大を防止

27

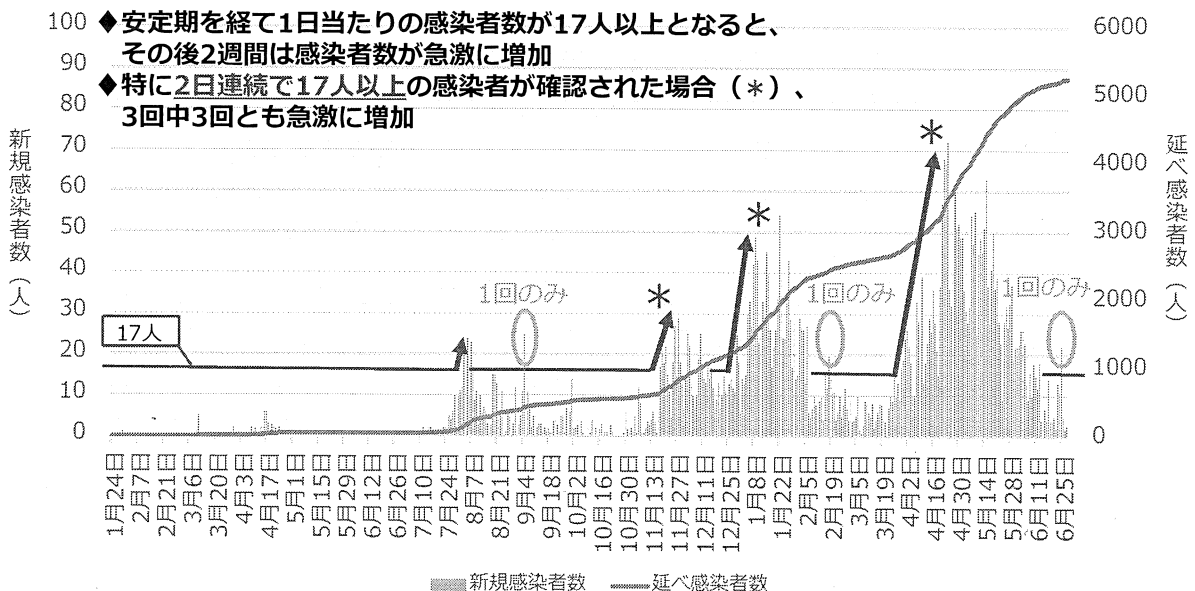
第4波の感染状況（県・政府モニタリング指標）

判断日	適用内容	確保病床 占有率	重症者用病床 占有率	療養者数 ※人口10万人あ たりの全療養者数	検査陽性率	県指標		ステージIII	ステージIV
						新規報告数 ※直近一週間の 人口10万人あた りの陽性者数	直近一週間と 先週一週の 比較	感染経路 不明割合	
3/4	3/7 三重県緊急警戒宣言終了 3/8 三重県指針Ver.9	27.8%	11.3%	6.49人	1.7% (2/20~2/26)	2.71人	0.79倍	9.1% (2/20~2/26)	
4/4	4/5 三重県指針Ver.10	37.2%	1.9%	10.89人	2.4% (3/20~3/26)	7.62人	2.08倍	33.3% (3/20~3/26)	
4/18	4/20 三重県緊急警戒宣言 〈三重県独自宣言〉	52.3%	22.6%	12.81人	3.8% (4/3~4/9)	10.22人	1.21倍	24.3% (4/11~4/17)	
4/25	4/26 三重県緊急警戒宣言改定 〈県内全域等緊急要請〉	54.8%	26.4%	13.83人	3.8% (4/10~4/16)	19.87人	1.94倍	23.7% (4/18~4/24)	
5/7	5/9 三重県まん延防止等重点措置 〈重点区域 12 市町、酒類提供不可〉	59.2%	32.1%	14.45人	5.6% (4/24~4/30)	15.75人	0.80倍	18.8% (4/30~5/6)	
5/28	6/1 三重県まん延防止等重点措置 延長	35.0%	21.3%	10.44人	3.7% (5/15~5/21)	10.16人	0.61倍	36.0% (5/21~5/27)	
6/10	6/14 三重県まん延防止等重点措置 区域変更 〈重点区域 四日市市のみ〉	27.8%	15.8%	8.52人	3.7% (5/22~5/28)	6.49人	0.63倍	26.8% (6/3~6/9)	
6/17	6/20 三重県まん延防止等重点措置 終了 6/21 三重県リバウンド阻止重点期間	17.5%	10.5%	5.02人	2.8% (5/29~6/4)	3.61人	0.56倍	36.4% (6/10~6/16)	

三重県リバウンド阻止重点期間におけるアラート指標

三重県リバウンドアラート指標

- ➡ 新規感染者数が2日連続17人以上
または
- ➡ 飲食店、カラオケの利用に伴うクラスターが2件以上発生



第4波をふまえた今後の医療提供体制等について

アルファ株よりさらに感染力が強いとされるデルタ株による感染拡大が懸念され、クラスターの発生も含め、短期間に多数の感染者が発生する可能性も考えられることから、以下のとおり対応していく。

今後の医療提供体制等について

〈療養体制〉

変異株の影響により患者が急激に増加し、医療提供体制への負荷が急激に増大する可能性がある。

⇒引き続き、**入院医療、宿泊療養、自宅療養を併用**することで、医療機関の負荷を軽減するとともに、後方支援体制を確保することで病床の効率的な活用を促進し、患者の急増時に必要な方が確実に入院できる体制とする。

〈検査体制〉

⇒デルタ株を含む新たな変異株スクリーニング検査を実施するとともに、感染者の早期発見、感染拡大防止のため、**社会的検査を8月以降も引き続き実施**するとともに、抗原定性検査キットの積極的な活用を図る。

〈ワクチン接種体制〉

⇒高齢者を対象とした住民接種について、7月末までの完了をめざし、市町の要望をふまえた医療従事者の派遣を行うとともに、集団接種会場における接種を実施する。また、職域接種については、今後の国の動向を注視しつつ、引き続き、事業所等からの相談に対してきめ細かな対応を実施する。

【入院医療】

高齢者、重症患者、中等症、重症化リスクの高い患者を中心に調整

【宿泊療養】

65歳未満の無症状・軽症患者

【自宅療養】

適切な療養環境を確保するため、個別の状況に応じて自宅療養も可

第5波に備えたモニタリング体制について

- 県・政府指標
- 中京圏及び関西圏の感染状況
- デルタ株を含む変異株の状況について、モニタリングを実施

三重県リバウンド阻止重点期間（R3.6.21～6.30）後に
加えて、おいても、「**新規感染者数が2日連続17人以上**」を指標としたモニタリングを実施

感染拡大の傾向を早期に捉え、迅速な対策を実施する。

感染防止対策の検証（県外由来、飲食由来、飲食物由来、事業所における対策）

感染拡大の傾向		県外由来	飲食由来	事業所
<p>関西圏・中京圏の変異株による影響と考えられる感染の増加</p> <p>感染拡大前に飲食由来の感染が増加、クラスターの発生</p> <p>第3波に比べクラスター発生件数が増加（5件⇒14件）</p>				
<p>協力要請と感染状況の変化</p>				
4/5	三重県緊急警戒宣言 (4/5~4/30) (延長5/1~5/9)	<ul style="list-style-type: none"> 3月下旬以降、県外由来の新規感染者数が増加 緊急事態宣言が発出されている都道府県等への移動自粛要請（生活の維持に必要な場合を除く）（特措法24条9項） 	<ul style="list-style-type: none"> 3月下旬～4月上旬 飲食由来の感染者増加、クラスター発生を受け、飲食の場における感染対策について呼びかけ実施 	<ul style="list-style-type: none"> 感染状況を捉え、勤務時間終了後の行動や事業所内の居場所の切り替わりの場面等の感染対象の徹底について随時呼びかけ 従業員の健康管理、時差出勤、在宅勤務やオンライン会議等の活用による接触機会の低減について要請
4/19	三重県緊急警戒宣言 (4/20~4/25)	<ul style="list-style-type: none"> 県境を越える移動の自粛要請（生活の維持に必要な場合を除く）（特措法24条9項） 	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店における感染拡大予防ガイドライン遵守、「アクリル板設置や間隔確保」「手指消毒」「マスク着用呼びかけ」「換気徹底」などの対策徹底の協力要請（特措法24条9項） 	<ul style="list-style-type: none"> 感染防止対策等の外国人の方への丁寧な周知について、外国人人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者に対し依頼（特措法24条9項） 感染が拡大している地域との出張などによる往来は必要性を検討し、オンライン会議の活用を依頼
4/26	三重県緊急警戒宣言 (改定) (4/26~5/8)	<ul style="list-style-type: none"> 4/3~4/9の週から、関西圏に由来の感染者割合が増加、4/24に県内の新規感染者数は最初のピーク（72人）となる 	<ul style="list-style-type: none"> 県内全域の飲食店に対し、20時までの営業時間短縮要請（特措法24条9項） 路上や公園での大人数・長時間となる飲食やバーベキューを避けるよう要請 	<ul style="list-style-type: none"> 感染者の増加に伴い、地域や業務の特性もふまえて可能な限り出勤者の5割以上削減の取組要請
5/6			<ul style="list-style-type: none"> 海岸、河川敷等へ注意喚起の看板設置及び呼びかけ、路上や公園等での感染リスクが濃い行動への警察署による呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所におけるクラスターや感染者増を受け、事例をふまえた感染対策のポイントについて呼びかけ
5/7、5/10	三重県まん延防止等重点措置 (5/9~5/31) (延長6/1~6/20) 三重県指針ver.11 (5/10~5/31) (延長6/1~6/30)	<ul style="list-style-type: none"> 県境を越える移動の自粛要請（生活の維持に必要な場合を除く）（特措法24条9項） 	<ul style="list-style-type: none"> 12市町を重点措置区域に指定し、区域内の飲食店等に20時までの営業時間短縮、酒類提供自粛、カラオケ設備利用の自粛を要請（特措法31条の6第2項） ※6/14から重点措置区域は四日市市のみ 重点措置区域外の飲食店等に、20時までの営業時間短縮、カラオケ設備利用の自粛を要請（特措法24条9項） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域や業務の特性もふまえて出勤者の7割削減の取組要請 業種別感染拡大予防ガイドラインの遵守を要請（特措法24条9項）
5/27		<ul style="list-style-type: none"> 5/8~5/14の週から、中京圏由来の感染者数が増加し、県外由来の総数も急増、5/15に県内の新規感染者数は第2のピーク（63人）となる 	<ul style="list-style-type: none"> 5月27日から重点措置区域内の営業時間短縮要請遵守について、特措法72条1項に基づく「現地確認」を複数回実施 	<ul style="list-style-type: none"> 6/25現在、63件申請受付、延べ134,030人が接種予定
6/10			<ul style="list-style-type: none"> 四日市市内の飲食店に対し21時までの営業時間短縮要請（特措法24条9項） 三重県リバウンドアラート設定 	<ul style="list-style-type: none"> 「職域接種プロジェクト」を設置、相談窓口開設 地域や業務の特性もふまえて出勤者の5割削減の取組要請 休憩、食事、送迎バスなど勤務時間外も含め、従業員への感染防止対策の周知徹底を要請（特措法24条9項）
6/18	三重県リバウンド阻止重点期間 (6/21~6/30)	<ul style="list-style-type: none"> 県境を越える移動の自粛要請（生活の維持に必要な場合を除く）（特措法24条9項） 	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店に対する営業時間短縮要請、見回りなどの取組のほか、飲食店以外も含めたカラオケ設備の利用自粛など、適時適切な対策を追加したことで、県民の行動や事業者の感染防止対策に効果を及ぼし、飲食店由来の感染拡大を抑えることができた。 1か月以上に及び営業時間短縮要請は、事業活動への影響が大きいため、長期化による人流の下げ止まりも見られる。 今後は「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしんみえりア』」の活用推進により、認証店舗を増やし、安心して飲食できる店舗を利用しようという県民の行動変容を促し、飲食店事業者への影響を軽減していく必要がある。 年度替わりやゴールデンウィークなどでの人の移動や集まりなどが生じ、飲食の場面を通じて感染拡大したケースがあったことから、早期に様々な場所、場面での感染対策の呼びかけ・啓発が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 感染が拡大した事業所では、食堂や休憩室、送迎バス等で密になる環境が発生していたことから、感染事例を踏まえた対策について呼びかけを行い、関係機関を通じて周知を行った。引き続き、テレワークなどの活用や感染リスクを避ける職場内での感染防止対策の強化を呼びかけていく必要がある。 感染対策の情報が伝わりにくい外国人労働者に向けては、外国人労働者を雇用する事業者への多言語での啓発チラシを配布し周知依頼するとともに、感染事例の早期発見につながるため、希望する事業所に抗原定性検査キットの配布を行った。また、三重労働局へ外国人労働者を雇用する事業者への感染防止対策の指導強化の依頼を行った。 今後、事業所で感染者が発生した場合に備え、事業所内での従業員への対応や事業継続に向けたBCP等の作成について検討するよう、働きかけていく必要がある。
<p>対策の成果・課題</p>				

感染防止対策の検証（事業者支援その1）

	協力金（6/25現在）		支援金（6/28現在）		
略称	飲食店時短要請協力金（第1～3期）	集客施設時短要請協力金（第1～2期）	飲食店取引事業者等支援金	酒類販売事業者等支援金	三重県観光事業者支援金
対象	飲食店、結婚式場	商業施設、劇場、集会場、遊興施設等	飲食店取引事業者、タクシー、運転代行、協力金対象外のカラオケ等	酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売業者	宿泊事業者、観光施設、土産物店、体験事業者
内容	時短要請等への全面協力	時短要請への全面協力	影響緩和	影響緩和	影響緩和
申請要件	1期：4/26-5/11 2期：5/9-5/31 3期：6/1-6/20 （四日市市6/30まで）	1期：5/9-5/31 2期：6/1-6/13 （四日市市以外の重点措置区域11市町） （四日市市6/20まで）	売上減少30%以上	売上減少30%以上 50%未満	売上減少30%以上
受付期間	1期：5/12-6/18 2期：6/1-7/2 3期：6/21-8/6	1期：6/4-7/2 2期：6/21-7/30	4,5月分：6/8-7/30 6月分：7/1-8/31予定	4,5月分：6/8-7/30 6月分：7/1-8/31予定	6/21-8/31
申請数	1期：5,616件 2期：4,787件 3期：1,210件	1期：36件 2期：3件	67件	32件	20件

対策の成果・課題

- ・営業時間短縮要請と合わせて、飲食店時短要請協力金、集客施設時短要請協力金を用意することで、多くの事業者に協力していただくことができた。
- ・まん延防止等重点措置等にとまない、経営状況が厳しくなっている事業者に対して、国の月次支援金と合わせ、県の支援金を支給することで、その影響を一定緩和することができた。
- ・要請の長期化により、協力していただいた事業者及びその取引事業者等の経営状況が深刻化していることから、申請のあった協力金、支援金の支払いを早急に行うことが必要である。

32

感染防止対策の検証（事業者支援その2）

	補助金（6/28現在）				その他（6/28現在）	
略称	第2回生産性向上・業態転換補助金	感染防止対策強化推進補助金	感染拡大阻止PCR補助金	県内宿泊事業者感染防止対策等支援補助金	みえ安心おもてなし施設認証制度（あんしんみえリア）	感染防止対策アドバイザー派遣
対象	中小企業・小規模企業等	中小企業・小規模企業、社会福祉法人等	中小企業・小規模企業、社会福祉法人等	宿泊事業者（民泊等除く）	飲食店等 ※観光事業者版は準備中	中小企業・小規模企業、社会福祉法人等
内容	生産性向上・業態転換支援	感染防止対策	感染防止対策	宿泊施設の感染防止対策等	安心な飲食環境づくり	感染防止対策、デジタル活用等
申請要件	特別枠は売上減少30%	感染防止対策等に要した経費等	従業員等に対するPCR検査実施経費 ※感染が発生した事業所における	感染防止対策等に要した経費等	業態により45～55のチェック項目	1事業者2回まで無償派遣
受付期間	5/31-7/7	5/31-6/25	6/21-3/18	7月中旬開始予定	5/11-	5/31-11/30
申請数	46件	2,438件 (6/25受付終了)	0件	未受付	506件	7件

対策の成果・課題

- ・感染防止対策に資する補助金等により、事業者の感染防止対策強化の促進を図った。
- ・感染防止対策に取り組む飲食店等を県が認証する制度「あんしん みえリア」の運用を始め、県民等が安心して飲食をできる環境づくりを進めた。
- ・今後は、認証店舗数の拡大及び認証店舗の感染防止対策の維持に取り組むとともに、県民等による認証店舗の利用につながるような気運の醸成を図っていく必要がある。

33

第4波における対策の効果、今後の方向性

4/5	三重県指針ver.10	4/24新規感染者数過去最多 (72人)
4/20	三重県緊急警戒宣言	
4/25	第1回三重県まん延防止等重点措置対策検討会議	
4/26	三重県緊急警戒宣言改定 (飲食店への営業時間短縮要請など)	
5/9	まん延防止等重点措置適用	5/5病床占有率第4波最大 (61.7%)
5/27	第2回三重県まん延防止等重点措置対策検討会議	
6/1	まん延防止等重点措置延長 (~6/20)	
6/14	重点措置区域変更	6/16 全ての指標がステージⅡ相当以下
6/21	三重県リバウンド阻止重点期間	

○三重県緊急警戒宣言、まん延防止等重点措置の適用など感染状況に応じた対策を講じた結果、5月以降、近隣県に比べ感染者数を抑制できており、効果があったと考えられる。

➡引き続き、対策検討会議等の有識者の意見やモニタリング指標等を活用し、早期に感染拡大の傾向をとらえ、適切な対策を行う必要がある。

○今後は、アルファ株よりさらに感染力が強いとされるデルタ株による感染拡大が懸念され、第4波以上に短期間に多数の感染者が発生する可能性も考えられる。

➡ワクチンの接種が進んでいるが、全ての希望する人が接種を受けるまでには時間を要することから、基本的な感染防止対策の徹底を改めて呼びかけるとともに、変異株の特徴を捉えて迅速に対応する必要がある。

○三重県緊急警戒宣言、まん延防止等重点措置の適用後は、飲食店等への営業時間の短縮の要請などにより、夜間の人流を一定抑制することができたが、要請が長期にわたることにより、下げ止まりがみられた。また、昼間の人流について、外出自粛要請や事業者に対する出勤者削減の要請などによる効果はみられたものの、大きく減少するまでにはいたらなかった。

➡時短要請や外出自粛要請などの強い措置については、予兆をとらえ、適時に対策を実施するとともに、飲食店や観光施設等において認証制度「あんしんみえリア」による感染防止対策の認証を進める必要がある。また、事業者に対して、引き続き、在宅勤務（テレワーク）やオンライン会議等の推進を強く呼びかけるとともに、その支援に取り組む必要がある。